

2025 年度

運輸安全マネジメント



西表島交通株式会社

制定日 平成 23 年 10 月 1 日

改正日 令和 7 年 10 月 1 日

2025 年度 運輸安全マネジメント

(貸切・路線・タクシー)

西表島交通株式会社

安全マネジメント 目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標
3. 事故に関する統計
4. 輸送の安全に関する重点施策
5. 輸送の安全に関する予算等の実施額
6. 輸送の安全に関する指揮命令系統
7. 事故、災害等に関する報告連絡体制
8. 輸送の安全に関する計画
9. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
10. 輸送の安全に関する内部監査
11. 見直しと継続的改善
12. 文書の作成及び管理
13. 記録の作成及び維持
14. 安全統括管理者
15. 運行管理規程(別添)
16. 整備管理規程(別添)
17. 運転者指導要領(別添)

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送における安全の確保は、当社において最も優先される事項であることを全社員が深く認識し、下記の通り基本方針を定め、実践し、お客様に安全・安心で快適なサービスを提供します。

1. 常に安全を第一に、事業を推進します
2. 常に関係法令・規則を守り、誠実に取り組みます。
3. 常に運輸安全マネジメントを継続して推進します。
4. 常に輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標

(1) 運行中の交通事故【ゼロ】

重点実施項目

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 死亡事故・重大事故 | 0 件 |
| 2. 後退時の接触事故 | 0 件 |
| 3. アルコール違反検知率 | 0 % |

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(転覆、転落、火災、踏切事故や死傷者が生じるなどした重大事故)

第2条2項に該当する事故 0 件 (2023 年 4 月 ~ 2024 年 3 月)

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全の確保に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

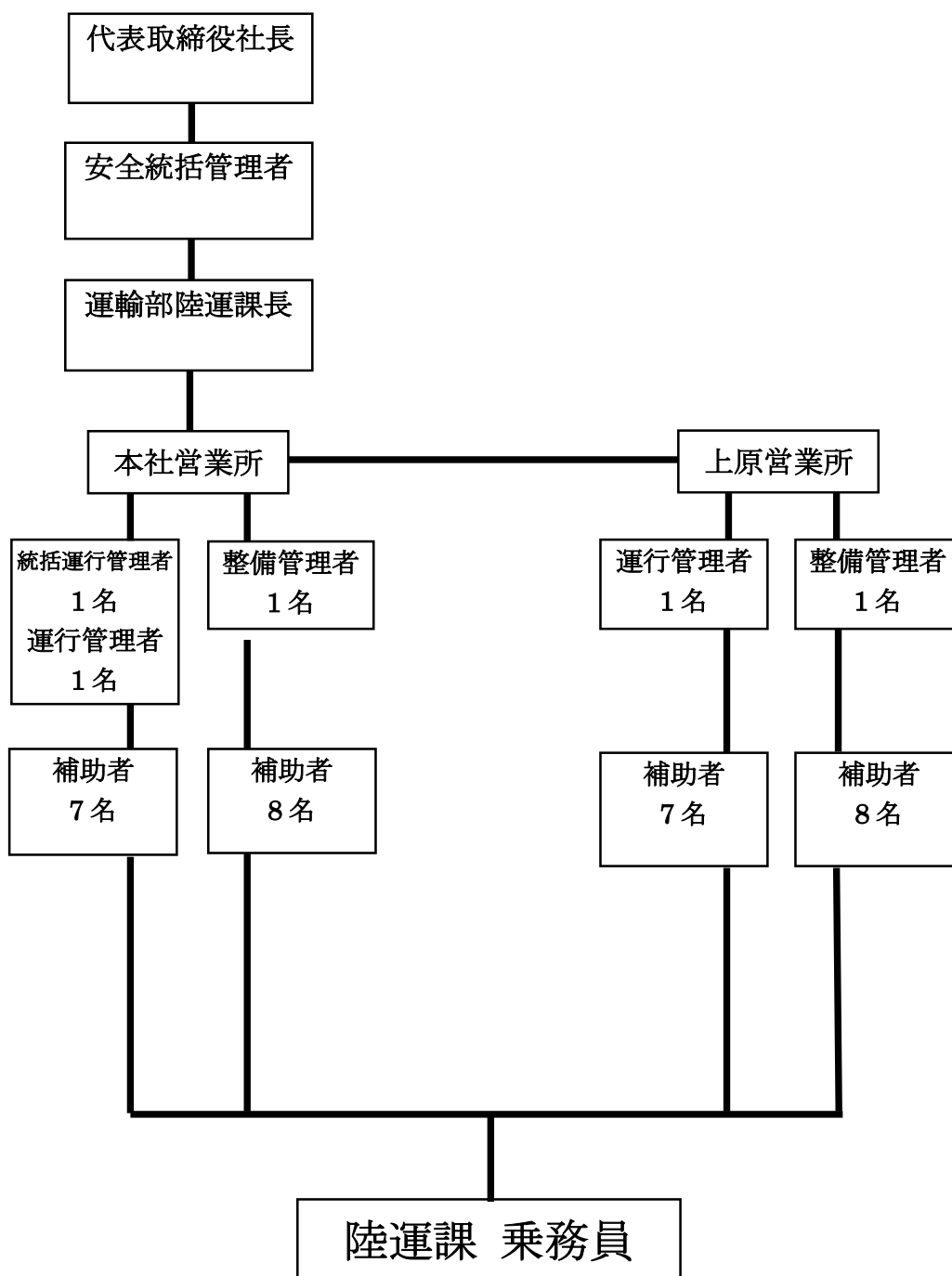
5. 輸送の安全に関する予算等の実施額 (2024 年 4 月 ~ 2025 年 3 月)

① 教育・研修費 (教育教材/外部機関講習/マネジメントセミナー/安全講習会)	¥ 340,000 円
② 飲酒運転防止対策費 (アルコール検知器 保守点検)	¥ 30,000 円
③ 健康対策費 (スクリーニング検査)	¥ 50,000 円
④ 運転経歴証明書 (自動車安全運転センター)	¥ 20,000 円
⑤ 適性診断(NASVA ネット): 適齢診断カウンセリング	¥ 50,000 円
⑤ 安全運転表彰制度 (安全運転確認書/経済運転確認書/無事故無違反)	¥ 200,000 円
⑥ ドライブレコーダー車載器費 (ITP クラウドシステム)	¥ 630,000 円
⑦ バス車両購入費 (ASV 先進安全自動車)	¥ 20,000,000 円
合計	¥ 21,320,000 円

6. 輸送の安全に関する指揮命令系統図

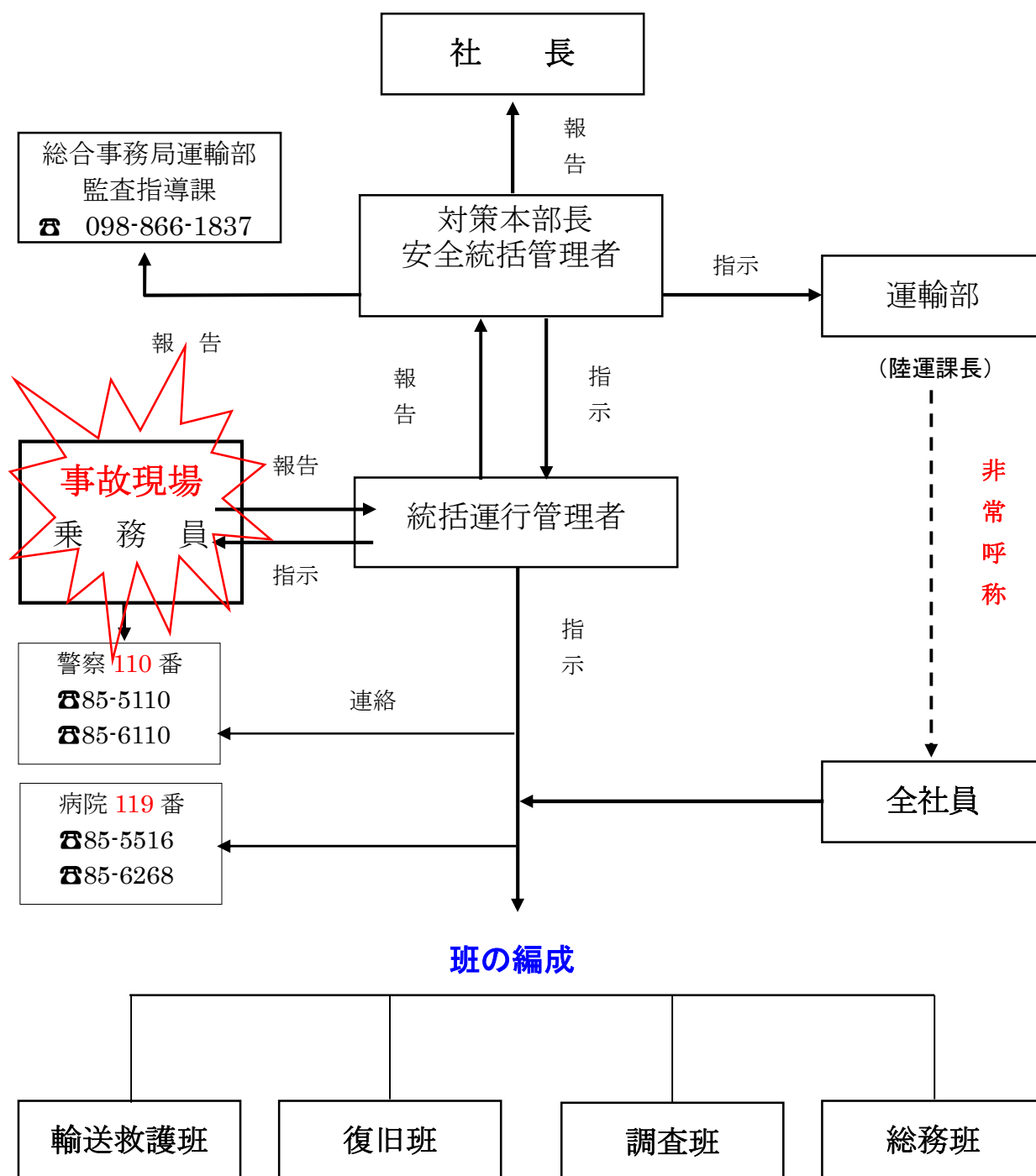
運行管理体制図

令和 7 年 10 月 1 日
西表島交通株式会社



7. 事故、災害等に関する報告連絡体制

重大事故発生時報告及び連絡図



8. 輸送の安全に関する計画

- ① 厳正な点呼の実施による飲酒・酒気帯運転ゼロの継続
- ② 点呼体制確立(アルコール検知・健康状態・免許証)および記録の継続。
- ③ 内部監査の充実
- ④ 健康管理の充実による事故防止
- ⑤ 定期健診受診後の措置(医療機関による診察・再検査の指導。結果の管理と個人面談)
- ⑥ 睡眠時無呼吸症候群(スクリーニング検査)受診による睡眠不足の改善を図る。
- ⑦ ゆとりある運行ダイヤの計画(路線バス)
- ⑧ ヒヤリハット収集・危険箇所等の情報共有・リスク管理
- ⑨ ドライブレコーダー映像記録の活用による分析及び防止対策、検証

(2) 安全に関する運動の展開

- ① 春の全国交通安全運動(4月中旬:10日間)
- ② 夏の交通安全県民運動(車内事故防止キャンペーン(7月:31日間))
- ③ 秋の全国交通安全運動(9月下旬:10日間)
- ④ 年末年始自動車輸送安全総点検(12月10日～翌年1月10日)
- ⑤ 年末年始の交通安全県民運動(12月下旬～翌年1月初旬)

(3) 安全に関する会議・委員会

- ① 安全マネジメント会議(社長・部長・課長・係長)月に1回開催。
指導部会で集約された議案に対して検討。安全管理を目的とした業務の進捗状況の確認や課題・問題点の抽出、改善対策の決定。
- ② 安全マネジメント推進グループ会議の開催(管理職・指導職)月に1回開催。
(会議議事録を統括運行管理者へ提出)
ヒヤリハットの事例や日常発生する問題点を協議。乗務員の教育指導等の意見を集積し、安全マネジメント会議へ議案を提出。業務の改善を図る。
- ③ 全体定例ミーティング(全乗務員)月1回開催。(進行・係長・書記・指導職あるいは指導職の指名者)
(ミーティング議事を社長・部長・総務へ提出)
ヒヤリハットやミス・トラブル(ヒューマンエラー)の事例を紹介し、各自の安全運転の確保に繋げる。
新たに安全確保を目指し制定されたルールマニュアルの説明を行う。
- ④ 事故・クレーム速報(運行管理者・運行管理補助者)
後に概略をサイボーズのワークフローにて速報する。
- ⑤ 事故報告書の提出(運行管理者・運行管理補助者)
事故発生後、一両日中に提出する。
- ⑥ 事故調査委員会(委員長:統括運行管理者・運行管理者)都度開催。
(報告書を安全統括管理者へ提出)
発生した事故に対して、事情聴取、現場検証等を行い、事故原因を究明する。
- ⑦ 事故対策委員会(委員長:統括運行管理者・運行管理者)都度開催。
(報告書を安全統括管理者へ提出)
本人への事情聴取およびドライブレコーダー映像記録の分析・デジタルタコグラフ検証・適正診断結果などによる指導。今後の事故対策の決定

- ⑧ 事故負担金査定委員会。都度開催。(社内規定による)
負担額の決定、負担金の軽減または免除の決定
- ⑨ 運行管理者・整備管理者会議。月 1 回開催。(社長・部長・課長・係長・整備工場長)
問題点の検討および改善 (会議議事録を社長・安全統括管理者・統括運行管理者)

(4) 安全を目的とした巡視及び指導

- ① 社長巡視
4 月/9 月/12 月 街頭指導及び運輸関連施設を含めた現場を視察する。
- ② 日常指導
運行管理者・補助者を中心に乗務員の運転技術及び接客技術を点検し教育・指導を行なう。
- ③ 車内検査
毎年 6 月/12 月運行管理者・補助者を中心に車内の整理整頓、安全装置・掲示物等チェックリストに基づき点検を行い、常に清潔で安全快適な運行が出来るよう教育・指導を行なう。
- ④ 運行前点検指導
整備管理者と運行管理者を中心に、毎年 7 月・11 月に運行前点検の調査・教育・指導を行う。

9. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 乗務員研修：自動車運送事業運輸規則 第 25 条の第 72 項、同 26 条の第 3 条 1 項

- ① 現任乗務員研修
乗務員に起因するミス・トラブルが発生した場合その原因を追究し、その乗務員に適した教育プログラムを適用し再発防止の教育を実施する。
- ② 初任乗務員研修
研修内容(法定開示事項)
初任運転士を初任乗務員教育プログラムにより教育を実施する。
- ・ 初任研修 初任研修指示書⇒初任研修報告書⇒初任研修審査報告書
 - ・ 入社 3ヶ月研修 初任(3ヶ月)チェック表⇒初任(3ヶ月)研修報告書⇒初任(3ヶ月)審査報告書
 - ・ 入社 12ヶ月研修 初任(12ヶ月)チェック表⇒初任(12ヶ月)研修報告書⇒初任(12ヶ月)審査報告書
- 安全運転実技指導について
西表島島内の県道 215 号線、乗合バスの経路及び貸切バスでの経路、施設内の駐車場所、を走行し添乗指導員が下記の通り指導を行う。
- ・ 実施時期 入社時及び適宜
 - ・ 車種区分 大型バス
 - ・ 指導者の経歴 0年～20年
- 研修内容
- ・ 構内での内輪差、オーバーハングの体験、後退などの車両特性の把握
 - ・ 道路交通法の遵守
 - ・ 道路状況に応じた運転方法
 - ・ 駐車時の安全確認方法
 - ・ 等速走行、変速制動方法、ブレーキ操作の重要性
 - ・ 運転者の特性に合わせた指導

③ 高齢運転者研修

適性診断の結果に基づき一ヶ月以内に加齢に伴う身体機能変化の程度に応じた教育指導を実施する。

④ 事故惹起者研修

事故惹起者に対し再発防止の教育プログラムにより教育を実施する。

事故惹起者研修指示書⇒事故惹起者研修報告書⇒事故惹起者研修審査報告書

⑤ 運輸安全講習会

毎年 4 月に、全乗務員を本社に集め安全教育のビデオ講習や、所轄警察署交通課による安全講習会を行い、安全運転の意識の向上を図る。

⑥ ドライブレコーダー・デジタルタコメーター操作教育(映像分析)

年間 4 回 1 月/4 月/7 月/10 月に、デジタルタコメーターの正しい操作を習得するとともに、エコドライブを含めた安全運転の教育と指導の強化を図る。

⑥ 健康管理

毎年 5 月に、全乗務員は定期健康診断を受診、その結果に基づいて指導を行い健康管理の充実を図る。7 月/8 月 有所見者(産業医)指導に基づいて健康の改善を図る。

⑦ 睡眠時無呼吸症候群(SASスクリーニング検査)

毎年 10 月に、全乗務員に受診、その結果に基づいて指導を行い睡眠不足の改善を図る。

⑧ 運輸安全マネジメント講習会

経営陣・運行管理者・運行管理補助者:対象

国土交通省認定 講習会 年 1 回を受講

ガイドラインセミナー / 内部監査セミナー / リスク管理セミナー / 防災マネジメントセミナー

輸送の安全が最も重要である事を自覚し、輸送の安全性の向上に努め安全監理体制の構築及び改善を図る。

(2) 事故想定訓練

① 車両火災緊急事態訓練

毎年 6 月、竹富町防災危機管理課 協力依頼「西表島大原消防団」消防車による放水。

火災消化訓練。(消火器 4 本・保安円筒 4 本) 使用。

上記訓練を開催し、緊急事態に対して的確な行動が取れるようにする。

② 車両事故想定訓練

毎年 6 月、竹富町防災危機管理課 協力依頼「消防指令センター119番」電話対応訓練

上記訓練を開催し、緊急事態に対して的確な行動が取れるようにする。

(3) 救急法講習会

心肺蘇生法・AED 使用等の訓練

毎年 8 月、竹富町防災危機管理課 協力依頼 外部機関 石垣市消防 講師による講習会

緊急事態に対して的確な行動が取れるようにする。

輸送の安全に関する計画

別 紙

10. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 実施回数 年1回（3月）

ただし、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

(2) 監査員 安全統括管理者、その他管理者が認めた者。

(3) 監査内容

- ① 運輸安全マネジメントの運営状況・検証
- ② 目標の達成度
- ③ 計画の進捗状況

1. 見直しと継続的改善

(1) 見直し（経営トップがコミットする安全管理業務のレビュー）

- ① 安全マネジメント体制の機能全般に関し、適切な間隔で見直しをする。
- ② 見直しの際には、安全マネジメント体制の実施状況を確認し、安全マネジメント体制の改善の必要性和実施時期について評価を行う。

(2) 継続的改善

- ① 継続的改善を行う際には、結果などから明らかになった課題などについて、必要な是正措置及び予防措を講じる。

12. 文書の作成及び管理

次に掲げる文書を作成し、適切に管理します。

- (ア) 安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持する上で必要な手順を規定した文書。
- (イ) 関係法令などにより作成が義務付けられている文書。
- (ウ) その他安全マネジメント体制を確立し、維持する上で必要と判断した文書。

13. 記録の作成及び維持

次に掲げる記録を作成し、適切に管理します。

- ① 安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持する上で基本となる記録。
- ② 関係法令などにより作成を義務付けられている記録。
- ③ その他安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持する上で必要と判断した記録。

14. 安全統括管理者

玉盛 雅治

付則

制定	平成 23 年 10 月 1 日
改訂	平成 25 年 10 月 1 日
改訂	平成 26 年 10 月 1 日
改訂	平成 27 年 10 月 1 日
改訂	平成 28 年 10 月 1 日
改訂	平成 29 年 10 月 1 日
改訂	平成 30 年 10 月 1 日
改訂	令和 1 年 10 月 1 日
改訂	令和 2 年 5 月 1 日
改訂	令和 2 年 10 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日
改訂	令和 3 年 9 月 10 日
改訂	令和 3 年 11 月 1 日
改訂	令和 4 年 3 月 1 日
改訂	令和 4 年 10 月 1 日
改訂	令和 6 年 10 月 1 日
改訂	令和 7 年 10 月 1 日